

事務連絡
令和3年2月17日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部(局)市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者等の一部負担金
及び保険料(税)の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和2年7月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(保険者向け)」(令和2年10月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)並びに「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年8月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)及び「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年8月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づいて行ってきたところです。

今般、一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援を下記のとおり引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

令和2年7月豪雨に伴う災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る令和3年3月1日から同年6月30日の間の一部負担金の免除を行った場合は、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

2 令和3年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る令和3年度相当分の保険料（税）額であって、令和4年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ）が到来するもののうち、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る令和3年4月分から6月分までに相当する月割算定額について、保険料（税）の減免を行った場合は、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 令和2年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る令和2年度相当分の保険料（税）額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。